

遊佐町住宅リフォーム資金特別融資のご案内

遊佐町住宅リフォーム資金特別貸付利子補給制度とは

遊佐町に自ら居住する住宅や併用住宅及び付属建物の建設や改善または修繕を行うのに必要な資金の一部を低利で貸付け、年2.5%を上限に利子補給をすることにより、建設事業を啓発し、関連業界の振興を図ることで景気浮揚に資することを目的とします

融資を受けられる方

次の条件のすべてに該当する方が、融資の対象となります。

- (1) 町内に自ら居住する住宅や併用住宅及び付属建物の新築、増改築、修繕（屋根、壁、床、台所、浴室、便所、公共下水道への接続等）、耐震改修工事及び外構工事（門、塀、造園等）及び再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、地熱等）利用機器を設置する工事を行う方。
- (2) 2月末まで工事完了できる方。
- (3) 借入金の返済が確実にできる方。

以上、遊佐町及び各金融機関の審査に合格した方。

※ただし、国、地方公共団体及びその他の団体からの助成制度との併用融資は認めません。

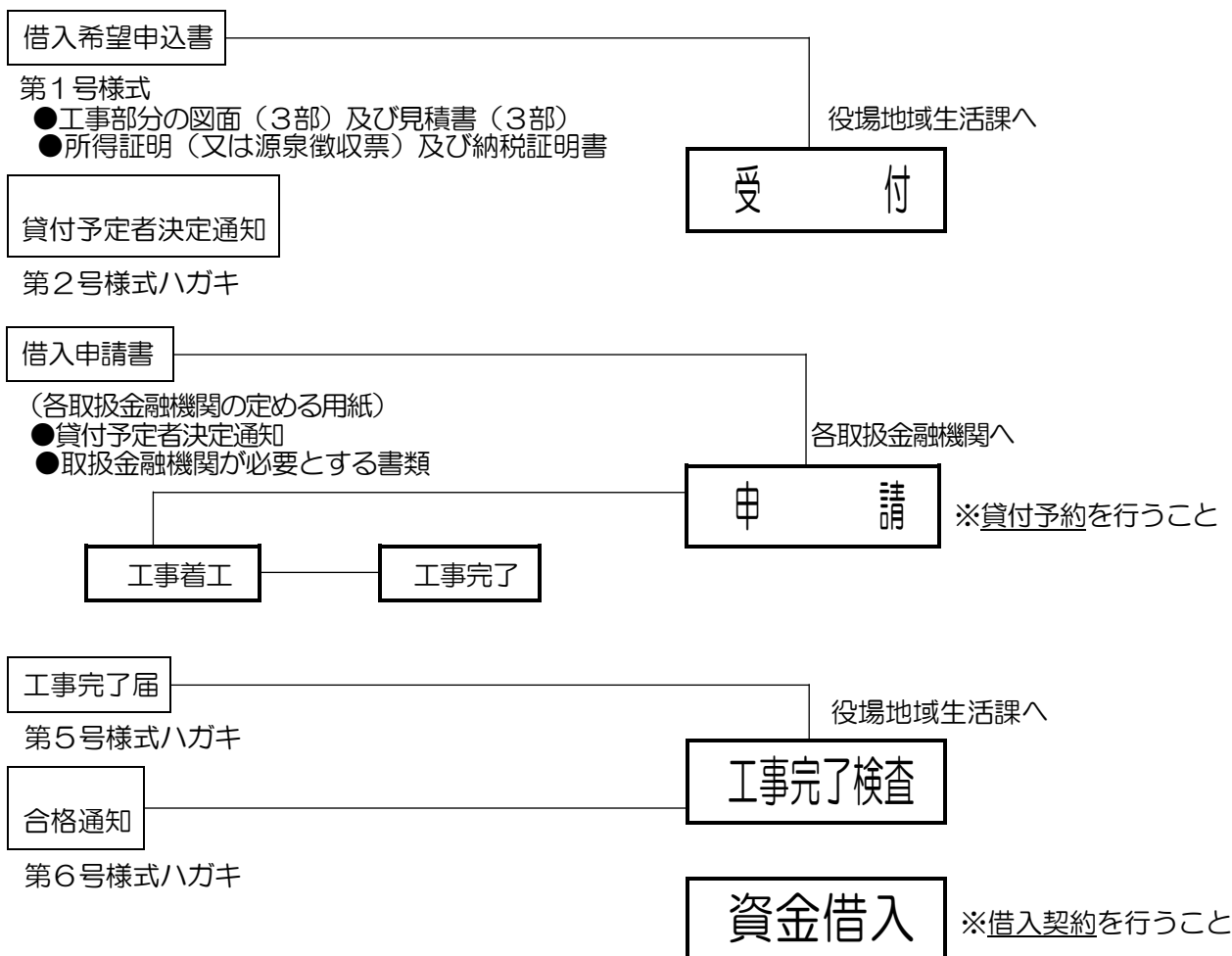
融資内容

- ◎融 資 枠 1億5千万円以内
融資額は1件当たり20万円から300万円まで。（10万円単位）
- ◎融 資 利 率 年2.5%以内
- ◎利子補給額 年2.5%以内
- ◎返 済 期 間 7年以内（原則毎月均等返済）
- ◎融 資 時 期 町の工事完了検査合格後、取扱金融機関で貸付契約をした時点。
- ◎融資予約期間 貸付予約をした日から6ヶ月以内に借入れなければ貸付予約は、無効になります。ただし、特別な事情があると、町長が認めた場合はこの限りではありません。
- ◎返 済 例 原則として元金均等の毎月返済とします。

※ 毎 月 の 返 済 例						
	20万円	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円
1年	16,666	41,666	83,333	125,000	166,666	250,000
2年	8,333	20,833	41,666	62,500	83,333	125,000
3年	5,555	13,888	27,777	41,666	55,555	83,333
4年	4,166	10,416	20,833	31,250	41,666	62,500
5年	3,333	8,333	16,666	25,000	33,333	50,000
6年	2,777	6,944	13,888	20,833	27,777	41,666
7年	2,380	5,952	11,904	17,857	23,809	35,714

- ◎債 権 保 全 等 取扱金融機関の定めによります。（連帯保証人が必要です。）

借入手続きフローチャート



貸付予約者

借入希望申込書を遊佐町に提出すると審査の上、貸付予定者に決定し通知します。その後、借入申請書を取扱金融機関に申請してください。取扱金融機関で審査し、合格すると貸付予約者となります。

建設資金の借入時期

貸付予約者になると、工事の着工が出来ます。工事が完了したら工事完了届を遊佐町に届けて下さい。検査の結果、合格すると合格通知が届きます。その後、取扱金融機関と契約を結んで下さい。この時から融資がなされます。

★取扱金融機関（遊佐町内）

- ・ 荘内銀行遊佐支店
- ・ きらやか銀行遊佐支店
- ・ きらやか銀行遊佐駅前支店
- ・ 庄内みどり農協遊佐・吹浦支店
- ・ 山形県漁業協同組合吹浦支所

★問い合わせ

- ・ 遊佐町地域生活課 土木係 TEL 72-5883
- ・ 取扱金融機関